



# 市民参加

## 安中市市民活動推進事業補助金事業

本 市民課

地域の活性化や地域の課題解決などを目的として市民が自ら考えて実践する市民活動を後押しするため、市民活動を行う団体が新たにに取り組む事業に対し、予算の範囲内において最大3年間補助金を交付します。

### 補助対象者

次の(1)から(7)までをすべて満たす団体が対象になります。

- (1) 団体の構成員の数が5人以上である。
- (2) 団体の構成員のうち、過半数が市内に在住し、または在勤している。
- (3) 市内に団体の活動拠点を有し、主たる活動の場が市内である。
- (4) 宗教活動、政治活動または選挙活動を目的としていない。
- (5) 安中市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でない。
- (6) 団体の構成員に安中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員がいない。
- (7) 団体の代表者が成人である。

### 補助対象事業

次の(1)から(3)までをすべて満たす新規事業。

- (1) 自主性および自立性に基づく公益的活動であること。
- (2) 継続性および発展性があること。
- (3) 市民の誰もが参加することができること。

### 補助金額

次の区分に応じて補助金額が設定されています。

- 1年目：総事業費の額と20万円のいずれか低い方の額
  - 2年目：総事業費の額と15万円のいずれか低い方の額
  - 3年目：総事業費の額と10万円のいずれか低い方の額
- 詳しくは、市ホームページをご確認ください。



碓氷峠鉄道再生研究会



後関の未来を考える会



笑顔で子育て支援の会



米山ミニフラワーパーク

市民活動の様子

## 安中市まちづくり人材バンクについて

本 市民課

本市は、市民活動の活性化や市民参加によるまちづくりの推進を図るため、人材バンク事業を行っています。人材バンクとは、豊富な経験や専門的な知識、技能を有する人を人材として登録し、その経験や知識、技能を必要な人へ提供するシステムです。

ぜひ、人材バンクへの登録、また人材バンクのご利用をお待ちしています。詳しくは市ホームページをご確認ください。

## 広報・広聴

本 秘書課

### 広報あんなか・おしらせ版あんなか

「広報あんなか」は、毎月1日、「おしらせ版あんなか」は15日(1月を除く)に発行しています。本市の施策、本市からのお知らせ、地域の話などをお届けしています。

配布は自治会を通じて行います。

「広報あんなか」、「おしらせ版あんなか」は、市ホームページからも読むことができます。

### ホームページ(<https://www.city.annaka.lg.jp>)

本市からのお知らせやイベント情報、観光情報などをホームページで紹介しています。

また、本市へのご意見、ご質問などもお気軽にお寄せください。

### 市公式SNS

市政情報のより効果的な伝達と災害時の緊急伝達手段の確保を目的に、「Twitter」、「Instagram」、「YouTube」、「LINE」を運用しています。市政や観光の情報などをお伝えするほか、災害発生などの緊急時には、避難誘導などの情報提供手段のひとつとしても活用しています。皆さん、ぜひご利用ください。アカウントなどはP9をご覧ください。

### 市長への投書箱「令和目安箱」

#### 投書箱の設置場所

本、松、各地区の公民館・生涯学習センターなど

## 情報公開制度

本 行政課

この制度は、本市が保有する情報について、安中市情報公開条例に基づいて公開を請求することができる制度です。市は、市政に関して積極的に説明する責務を全うし、公正で民主的な市政の推進に努めます。

## 請求の対象になる情報

本市(実施機関)の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(合併前の情報であって、現在も本市が保有しているものについては、任意的に公開することに努めています)。

## 公開の対象にならない情報

本市(実施機関)が管理する情報は、原則として公開しますが、次の情報などについては、公開することによって、市民に不利益を与えてしまったり、市民の財産などを保護するうえで支障が生じてしまったりすることから、公開の対象にならない場合があります。

- 個人に関する情報
- 法人の利益を害する情報
- 個人の生命、健康、生活、財産の保護に支障が生じる情報など

## 個人情報保護制度 本 本庁行政課

この制度は、本市が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要なルールを定めるとともに、本市が保有する個人情報の当事者等が自己の個人情報を開示、訂正および利用停止をすることを求める権利を保障することによって、個人の権利利益の保護および市民に信頼される公正で民主的な市政の推進を図ることを目的とする制度です。

## 個人情報とは

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものなどをいいます(コンピュータによって処理をしている情報だけでなく、手書きの情報も対象になります)。

## 個人情報を適正に取扱うためのルール

### 1. 収集の制限

個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにし、その目的を達成するために必要な範囲内で、原則として本人から収集します。

### 2. 利用・提供の制限

個人情報を取扱う目的の範囲を超えて個人情報を内部で利用したり、外部に提供したりすることは、原則としてありません。

## 個人情報開示などの請求について

### 請求の種類

#### 1. 開示請求

本市が保有している自分の情報の開示を請求することができます。請求の際には、その情報の当事者などであることを確認させていただきます。

### 2. 訂正、利用停止などの請求

自分の情報について、事実と異なる誤りがある場合は、その訂正を請求することができます。

また、自分の情報が法令等に違反して、目的外の利用または提供がされている場合には、利用または提供の停止などを請求することができます。

## 統計

本 本庁行政課

### 各種統計調査結果

#### 政府統計の総合窓口(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>



#### 群馬県統計情報提供システム

<https://toukei.pref.gunma.jp/>



## 市議会

本 本庁議会事務局

### 定例会と臨時会

定例会は、定期的に招集される議会の会議で条例により年4回開かれます。一定例会あたりの会期はその都度異なりますが、12日から20日間ほどで行われます。また、臨時会は必要がある場合、示された案件に限って審議するために招集される会議です。

### 委員会

議案その他の議決事項は、最終的には本会議で決定されますが、市行政の事務は幅広く複雑なため、本会議で詳しく審議することは能率的ではありません。そのため、いくつかの部門に分け、分担に従って審査をしていくことで、専門的、効果的に審査ができる委員会が設けられています。委員会には、常設している常任委員会、議会運営委員会と必要に応じて設置する特別委員会があります。

#### 常任委員会

所管の事務に関する調査を行い、議案、請願などを審査します。安中市議会では、総務文教・福祉民生・経済建設の常任委員会を設けています。議員はいずれか1つの委員会に所属します。

#### 議会運営委員会

議会の運営に関する事項、議会の会議規則などに関する事項、議長の諮問に関する事項について調査を行い、議案、請願などを審査するため設けられています。

#### 特別委員会

議会が特に必要があると認めた案件に関し審査や調査するために、その都度設置される委員会です。その審査が終了すれば役割を終えます。

## 傍聴

議会の本会議と常任委員会は、原則として傍聴することができます。傍聴は、市政の方針や議員の活動を見聞きできます。傍聴を希望される人は、当日に議場傍聴受付または委員会室傍聴受付で住所、氏名を傍聴受付用紙に記載していただきます。傍聴される時は、会議中の発言に対して声を出さず、撮影、録音などを行うことは禁止されています。詳しくは☎ 議会事務局までお問い合わせください。

## 会議録

市議会のホームページから定例会および臨時会の会議録を閲覧できます。会議録の検索もでき、キーワードや発言者から閲覧したい会議録を探ることができます。また、市立図書館や議会事務局でも会議録は閲覧することができます。

## 議会の映像配信

市議会では、開かれた議会を目指し、本会議の様子をインターネットでライブ配信しています。また、過去の録画した映像も見ることができます。

## 請願と陳情

市議会では、市政についての要望や意見を請願書、陳情書として受け付けています。

一定の要件を備えた請願書が提出されると、議長はこれを受理し、本会議で所管の委員会に付託します。付託を受けた委員会は、当該請願を紹介した議員の出席を求め、請願の趣旨について説明を聴いたり、執行機関の考え方を聴くなどして慎重に審査します。委員会で結論が出たものは、本会議に報告し、そこで最終的な結論(採択・不採択など)が出され、その結果を提出者に通知します。

なお、請願書を提出する場合は、議員の紹介が必要になります。議員の紹介のないものは、所管の委員会などに配布されます。

## 議会だより

議会だよりは、定例会における市議会の活動状況を、広く市民の皆さんへお伝えすることを目的とした議会広報紙です。年4回発行しており、全世帯に配布しているほか、市議会のホームページで閲覧できます。

## 選挙

本 選挙管理委員会

### 選挙人名簿

公正な選挙を行うため、投票することのできる人をあらかじめ登録しておくもので、住民基本台帳を基に作成しています。選挙権はあっても、名簿に登録されていないと投票できません。

#### 登録要件

満18歳以上の日本国民で本市に引き続き3か月以上住んでいる人。

### 投票日に投票できない場合

下記の方法でも投票できます。詳しくは、本 選挙管理委員会までお問い合わせください。

#### 期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭、旅行などの理由で投票できない見込みの人は、公示日・告示日の翌日から投票日前日までの間、市役所などで期日前投票をすることができます。

#### 他市区町村での不在者投票

仕事や旅行などで投票日当日に本市で投票できない見込みの人は、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。

#### 指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や介護施設に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

#### 郵便による不在者投票

次に該当する人は、郵便などによる不在者投票ができます。その場合は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

- 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、一定以上の障害がある人。
- 介護保険被保険者証に「要介護5」の記載がある人。

### 海外に居住する人の投票

外国に居住している人で、一定の要件を満たす場合、在外選挙人証の交付を受け、衆議院議員および参議院議員の選挙、国民審査の投票ができます。居住している地域の管轄在外公館での申請が必要になります(一定の要件を満たす場合、出国手続時に申請することもできます)。詳しくは、外務省のホームページをご覧ください。